

松原市病児保育事業 対象内の概要

| | |
|--------------|---|
| 対象者 | ご自身が対象かそうでないかは松原市役所への問い合わせをお願いします ●松原市に居住している ●特定教育・保育施設又は特定市域型保育事業所に2号または3号として通所している |
| 対象年齢 | 上記の条件を満たしている生後3か月～就学前までのお子さま |
| 実際の利用までにすること | ①松原市役所又は各保育所・こども園に利用申込をする ②利用承諾書兼サービス利用証(受給者証)の受理 ③たけのこ病児保育室の事前登録の予約をとる(web) ④予約した日時に当病児保育室まで来室する ⑤事前登録面談をする |
| お預かりできない病気 | 麻疹・結核・流行性角結膜炎・疥癬など (その他の病気でもお子さまの病状によってお断りする場合があります) |
| 開室時間 | 午前8時30分から午後6時 |
| 休室日 | 日曜日・祝日・クリニックの休診日 |
| 各必要書類と発行方法 | ● 松原市病児保育意見書 基本市役所HPからダウンロードしてかかりつけ医に持参し医師が記入します。当院以外でも記入してもらえます。 保険診察代 + 文書料500円 ● 利用承諾書兼サービス利用証(受給者証) ☆利用のたびに掲示 ● 投薬依頼書 基本市役所HPからダウンロードして必要な場合のみ医師の指示のもと保護者が記入 ● 病状連絡票 webで保護者が記入 ● 当日承諾書 利用のたびに朝、たけのこ病児保育室でお渡しします。 |
| 利用料金 | ①課税世帯 2,000円 ②非課税世帯 500円 ③生活保護世帯 0円 ☆意見書受理のための診察に保険診療最大500円 + 文書料500円が別にかかります |
| 支払い方法 | 利用料金 → 現金のみ 診察にかかる料金と有料おむつ使用代金 → 当院で使用できるお支払い方法 |